

議案第3号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める。

第2条 佐倉市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第17項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。